

## 春日部市地域まちづくり支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の自主的なまちづくり活動を促進することを目的として、良好なまちづくりを推進するために活動する団体に対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土地所有者等 本市の区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。

(2) まちづくり活動 地域住民が主体となって、その地域の特性を活かした魅力のあるまちにしていくための整備、改善、保全等の構想及び事業の計画作成に向けた活動をいう。

### (補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、一定の区域において、まちづくり活動を目的とした団体（以下「団体」という。）で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

(1) 規約、会則等により継続的なまちづくり活動に必要な事項を定めている団体

(2) まちづくり活動の対象区域内に住所を有する者及び土地所有者等10人以上で構成されている団体

(3) 政治的又は宗教的な活動を目的としない団体

(4) 規則第17条の規定の適用を受けた団体でないこと。

### (補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、まちづくり活動に係る事業で別表に掲げるものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げるとおりとする。ただし、市長が適当でないとした経費については、補助金の交付の対象外とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第2項本文に規定する経費の額以内の額とし、かつ、毎年度予

算の範囲内において市長が定める額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助期間)

第6条 補助の期間は、補助金の交付申請年度から連続した3年度を限度とする。ただし、市長がまちづくり活動を継続して推進するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、補助対象事業を開始しようとする日の1か月前までに、春日部市地域まちづくり支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 団体会員名簿
- (2) 事業実施計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 活動対象区域図
- (5) 規約若しくは会則又はこれらに代わるもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 次条の規定による交付決定の通知を受けた団体で、2年目以降の補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、原則として当該年度の5月末日までに、前項の申請書に前項各号に掲げる書類及び次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 前年度実績報告書
- (2) 前年度決算書

(交付決定の通知)

第8条 補助金の交付決定の通知は、春日部市地域まちづくり支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者(規則第2条第3号に規定する者をいう。以下同じ。)は、市長の要求があったときは、補助対象事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、実績報告をしようとするときは、補助金の交付決定に係る会計年度終了後速やかに春日部市地域まちづくり支援事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告書
- (3) 作成した広報紙、パンフレット、基本計画等の成果品
- (4) 調査及び研究活動の結果報告書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助対象事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

(計画の変更等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、春日部市地域まちづくり支援事業補助金交付変更（中止又は廃止）申請書（様式第4号）に、変更後の内容を記載した第7条第1項各号（2年目以降においては、同条第2項各号を含む。）に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助対象事業が当該年度内に完了する見込みがないとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、第10条の規定による実績報告がされたときは、これを審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 補助金の額の確定の通知は、春日部市地域まちづくり支援事業補助金確定通知書（様式第5号）によるものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 補助金の交付の請求は、春日部市地域まちづくり支援事業補助金交付請求書（様式第6号）によるものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が規則第17条各号のいずれかに該当するとき、若しくは補助対象事業を中止し、又は廃止したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、春日部市地域まちづくり支援事業補助金返還命令書（様式第7号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(春日部市地域まちづくり支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 春日部市地域まちづくり支援事業補助金交付要綱(平成28年6月14日制定)は、廃止する。

(要綱の見直し)

3 市長は、助成金支出の効果の検証を毎年度行うものとし、その結果に基づいて平成35年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。

別表（第4条関係）

補助対象事業		初年度		2年目以降		備考
		上限金額	補助割合	上限金額	補助割合	
まちづくり活動に係る構想や事業計画の作成のための調査及び研究活動	調査費及び研究活動費	20万円	10分の5	30万円	10分の5	まちづくり活動に係る構想又は事業計画作成のためのものに限る。
	委託費			100万円	10分の5	まちづくり活動に係る構想又は事業計画作成のための業務委託費に限る。
勉強会、見学会等の学習活動	報償費			3万円	10分の5	特別講師等、外部の者に支出する場合に限る。
	図書費			1万円	10分の5	勉強又は研究に必要な書籍に限る。
	視察費			5万円	10分の5	先進市視察の場合に限る（視察に係る交通費も含む。）。
区域内住民への広報活動	印刷製本費			5万円	10分の5	パンフレット、ポスターの製作等
	使用料及び賃借料			4万円	10分の5	勉強会、検討会、説明会等の会場使用料又は機材、備品、車両等の借り上げ料等
上記事業における事務運営	消耗品費			1万円	10分の5	活動上必要な文具、用紙等
	通信運搬費			1万円	10分の5	事業実施に要する郵送費、通信費及び運送費

※ この表に掲げる経費のうち、飲食費、懇親会費、成果報告のない研究活動費及び視察費は補助対象経費から除く。